

鳥取県バイオ産業支援資金利子補助金の 事務手続きについて

1. 交付申請提出 (商工労働部長が別に定める日まで)

※交付申請の前に、染色体工学技術及びその研究成果を活用(自社製品の安全性試験や化学分析等への活用等補助的に活用する場合を除く。)して、新しい製品、技術、サービスの開発及び事業化に取り組む事業者として認定を受ける必要があります。

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則30日以内)

3. 事業開始

※この補助金(交付金)においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

※事業の完了とは:補助対象経費の支払いがすべて完了した日

※この補助金においては、完了届の提出は必要ありません。

【事業が年度内に終わらない場合】

補助金等進捗状況報告書を下記提出先まで郵送・持参してください。

5. 実績報告書提出 完了・廃止・中止から20日以内

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、
もしくは下記提出先を郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

補助対象経費の支出額を確認した後にお支払いします。

(注1)補助金をお支払いする前に、補助対象経費の支出額を証明する証拠書類等(見積書、発注書、納品書、請求書、領収書、ネットバンキング等の支払記録、研究開発日誌・出勤簿(直接人件費を計上する場合)、出張の復命書(旅費を計上する場合)、業務委託契約書(委託費を計上する場合)等を県職員が調査します。証拠書類が確認できない場合は補助対象経費への計上が認められません。

(注2)概算払いをご希望の場合は、別途県担当者にご相談ください。

資料提出・問い合わせ先

商工労働部・産業未来創造課

鳥取県鳥取東町一丁目220番地

0857 - 26 - 7244 sangyoumirai@pref.tottori.jp